

奈良県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・福住山田地区）計画を定めようとするので、同
条第七項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業
の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

令和八年六月十六日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和八年六月十七日から同年七月六日まで

二 縦覧場所

天理市役所

三 その他

計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対し意見書
を提出することができる。